

## ガス事故報告の運用についての制定について

令和6年6月6日  
産業保安グループ  
ガス安全室

### 1. 改正の概要

第208回国会で成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号。以下「改正法」という。）」において、サイバーセキュリティに関する重大な事案が生じた場合に、国が独立行政法人情報処理推進機構に原因究明の調査を要請できる旨を規定したことに伴い、サイバー攻撃に起因するおそれがある事象を把握するため、事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合には、その旨及び内容をガス事故報告に含めることを事故報告の運用を定める「ガス事故報告の運用について（20230222保局第2号。以下「通達」という。）」に追加する見直しを行うものである。

なお本件については、新たに「ガス事故報告の運用について」を制定することとし、現行通達は廃止する。

### 2. 現行通達からの主な変更点

#### (1) 速報の報告方法【通達（案）3. 3-2（3）】

「事故の原因」の文言に「（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第210条の2第1項に定める者（認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者）に係る事故については、当該事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合には、その旨を含めること）」を追加する。

#### (2) 詳報の取扱いに関する事項【通達（案）3. 3-3（3）①へ】

「へ 事故の原因」の文言に「なお、ガス事業法施行規則（昭和44年通商産業省令第97号）第210条の2第1項に定める者（認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者）は、事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合にあっては、その旨及び内容を記載する。」を追加する。

### 3. 今後のスケジュール

令和6年 6月 6日～令和6年7月5日 パブリックコメント  
令和6年 7月 上旬 公布・施行（予定）